

# 梁啓超「中国国会制度私議」来源考

森 川 裕 貫

はじめに	155
I 「私議」の基本的内容	156
II 「私議」の複数の版	157
III 「私議」の来源	162
おわりに	170

## はじめに

---

周知のように、梁啓超は生涯にわたりきわめて多くの事柄に関心をもち、大量の著述を執筆・発表し続けた。なかでも、梁が立憲や国会（議会）に関する問題に、長きにわたり深い関心を抱いていたことはよく知られ、すでに様々な事柄が明らかにされている<sup>(1)</sup>。

立憲や国会に関する問題について、梁啓超の熱量がとりわけ大きかったのは清末であろう。清末、梁は立憲や国会に関し実に多くの文章を発表しているが、そのなかでも最も長く連載され、分量としても最も長大であったのが、1908年7月に初めて発表された「中国国会制度私議」（以下、適宜「私議」と略称する）である。

ところが、「私議」はこれまであまり検討の対象とはなってこなかった<sup>(2)</sup>。長篇であることに加えて、数年にわたり書き継がれたために構成が堅固ではなくしかも未完であること、外国の制度をときにあまりに細かに紹介すること、長大かつ詳細なわりに同時代や後世への影響がいまひとつ明らかではないことなどが関係しているのかもしれない。

しかし、「資料的復元」という観点から見直してみると、「私議」は十分な注意と考察に値する対象であると考えられる。以下、議論するように、「私議」は梁啓超の独創によるものではなく、複数の日本語著述に大いに依拠することによって書き上げられているからである。清末の梁が明治日本の著述を常に参照していたこと、その検討が学術上豊かな成果

をもたらす可能性に満ちていることについては、狭間直樹編『共同研究 梁啓超』がつとに示しているところである<sup>(3)</sup>。梁自身がほとんど手がかりを示さないこともあり、「私議」という長篇でどういった日本語著述がどのように利用されたのかは考察の対象にすらなっていないが、こうした点の解明は『共同研究 梁啓超』が提示した可能性を押し広げ、梁啓超研究をさらに深化させることにもつながると考える。

本稿ではまず、「私議」の基本的内容および「私議」の複数の版の特徴について説明する。次に、「私議」執筆において梁啓超が利用した日本語著述にどのようなものがあるのか、その利用の仕方も含めて明らかにすることを試みる。

## I 「私議」の基本的内容

---

本論を開始するにあたり、「私議」の内容を簡単に確認しておこう。「私議」に留意する数少ない研究成果の一つである狭間直樹『梁啓超』の説明が有用であるので、まず紹介しておきたい。

文頭の提要ではこういっている。「立憲政体と専制政体の区別の基準は国会の有無にある。9年後の国会召集が先帝により決められたが、日本をモデルとして宣統8(1916)年に憲法と国会を同時に創りあげるには、国会について研究することが今日における国民の唯一の義務である。政治は「人類の産物」であり、一国の政治は一国国民の産物だから、人類的な普遍性と一国的な独自性を具えるものでなければならない。国会論を唱えるにあたり、他国と共通する要素をいかに吸収するのか、わが国に固有の特色をいかに発揮するのかということに注意しなければならない」と。

第1章「国会の性質」、第2章「国会の組織」、第3章「国会の職権」より構成された本文はきわめて長い。国会制度のすべてを解説しようとしたもので、たとえば選挙についていえば、選挙権、被選挙権、選挙方法、選挙区の説明から、当選の計算法にまで及んでいる。つまり、立憲政治の制度的知識を国民にたいし説明しようとしたもので、その周到さは梁啓超なればこそといってよいものである<sup>(4)</sup>。

内容についてさらに補足しておく、「私議」ではイギリス、フランス、ドイツ、プロイセン、イタリア、アメリカ、日本各国の上下両院の制度・状況を詳しく説明している。また必要に応じて、ベルギーなどそのほかのヨーロッパ諸国の制度・状況にも言及している。そしてそれら諸外国の制度・状況をふまえつつ、中国固有の事情にも目配りし、中国が採

用すべき国会の制度を検討・提示している。

具体的には、諸外国が二院制を採用しているとして、中国も左院と右院から構成される二院制を採用するよう梁啓超は主張している。

上院に相当する左院については、単純に貴族、富裕層を代表する機関であってはならず、貝子以上の皇族、各省の代表、人口が少なく人口密度も低い地域である蒙・蔵の代表を組み入れるよう求めている。モンゴルやチベットの代表を組み入れることで、清朝からの分離の可能性が憂慮されつつあった両地域の統合を強化しようとしたのだろう。

下院に相当する右院については、その選挙権を25歳以上男子に遍く認め、財産や教育程度による制限はひとまず不必要としている。ただし、男子に対する普通選挙権を認めているのかといえ、必ずしもそうとは評価できない。なぜなら梁啓超は、識字と文字を書く能力、家屋への居住、職業に就いていること、の3つがなければ選挙権は認められない、ともしているからである。

右院選挙の実際の実施についても、梁啓超はいささか複雑な仕組みを設けていた。その仕組みとは、間接選挙制と大選挙区制の併用である。選挙に際しては、まず原選挙人が第2級選挙人を選出し、第2級選挙人が議員を選出する。第2級選挙人は、州県を境界とする小選挙区制により選出される。これは各州県を人口に応じて複数の選挙区に分割し、各選挙区が1名の第2級選挙人を選出するものである。続いて、議員は各省を境界とする大選挙区制により選出される。これは各省を人口に応じて複数の選挙区に分割し、各選挙区より1名から5名の議員を選出するものである。間接選挙制を唱えたのは、第2級選挙人選出に関してはできる限り多くの民意を反映させつつ、しかし議員の選出は地位や教育の程度が高い第2級選挙人に委ね、より慎重な判断を得たかったからのようである。大選挙区制導入を唱えたのは、後述するように梁は今日でいうところの1票の格差の問題に敏感であり、それがより顕著に生じる小選挙区制に反対だったためである。

## II 「私議」の複数の版

---

狭間直樹『梁啓超』は「私議」について次のようにも指摘している。

『政論』第5号に梁啓超は満を持するかのよう「中国国会制度私議」を掲載し、立憲国民にふさわしい常識の涵養についての大論文を書き始めた。しかし、その途端に政聞社は清国政府により活動禁止処分をうける。〔中略〕『国風報』の文章で興味深いのは「中国国会制度私議」〔第8～21号〕である。これは政聞社時代に書かれた文章

で、最初の部分は『政論』第5号に載ったのだが、廃刊のため中断、2年後に大幅に増訂されて『国風報』に最初から掲載された（その間に「諮議局事務調査会」が刊行する『憲政新誌』に掲載されたが、今は問題にしない）。〔中略〕もちろん2年間の変化をふまえた訂正も施されているが、これが『政論』から『国風報』にかけて書きつがれたものであるがゆえに、国会制度についての常識涵養の重要性を梁啓超が両時期をつうじて抱いていたことがわかる<sup>(5)</sup>。

つまり、「私議」には大別して3つの版が存在すること、『政論』版と『国風報』版では内容が異なることなどに注意を促している。「私議」を考えるうえで、版の異なりはきわめて重要なので、本稿でさらに検討を重ねる。まずは「私議」の基本的書誌を示しておく。

『政論』版：憲民〔梁啓超〕「中国国会制度私議」『政論』第5号、1908年7月8日。

『憲政新誌』版：宝雲〔梁啓超〕「中国国会制度私議」『憲政新誌』第3号、1909年11月15日・第4号、1909年12月15日・第5号、1910年1月13日・第6号、1910年2月15日・第7号、1910年3月15日・第8号、1910年4月15日・第10号、1910年6月15日・第11号、1910年7月14日<sup>(6)</sup>。

『国風報』版：滄江〔梁啓超〕「中国国会制度私議」『国風報』第1年第8期、1910年4月30日・第1年第9期、1910年5月9日・第1年第10期、1910年5月19日・第1年第11期、1910年5月29日・第1年第12期、1910年6月7日・第1年第13期、1910年6月17日・第1年第14期、1910年6月27日・第1年第15期、1910年7月7日・第1年第19期、1910年8月15日・第1年第20期、1910年8月25日・第1年第21期、1910年9月4日。

以下、それぞれの版についての特徴を確認していく。

## 1 『政論』版の特徴

『政論』は政聞社の機関誌として、1907年10月に東京で創刊された。政聞社とは1907年10月に東京で組織された政治団体であり、総務員として西洋事情に詳しく教育家としても声望の高かった馬良（相伯）が、常務員として梁啓超の立憲のための活動を中心に支えた徐公勉（仏蘇）と、康有為の有力門人であった麦孟華が名を連ねた。戊戌政変以来、亡命生活を強いられていた梁啓超は役員にこそ名前を連ねてはいないものの、丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』所収の当該時期の記載を確認すれば、梁が中心的役割を果たして

いたことは明らかである<sup>(7)</sup>。

1906年9月1日、清朝は立憲準備の上諭を發し、中国ではそれに応じた各種政治団体の活動が活発化した。政聞社もそうした機運のなかで結成された。梁啓超は政聞社を日本における東洋議政会、嚶鳴社と位置づけている<sup>(8)</sup>。いずれも立憲改進黨の母体となった政治団体として知られるが、つまり梁は政聞社を将来的に本格政党へと脱皮させることをもくろんでいたのだろう。

1907年末、政聞社は上海へ移転するが、1908年8月になると清朝により活動を禁止され、『政論』も第5号で停刊を余儀なくされた。そのため、「私議」も第5号に掲載されたのみで、第2章第2節第1款で中断することとなった（文末附録1を参照）。

## 2 『憲政新誌』版の特徴

『憲政新誌』は1909年6月に結成された諮議局事務調査会の機関誌として、同年9月に東京で創刊された。これに先立ち、1907年10月には上諭により各省諮議局の設置が決定され、1908年7月には各省諮議局章程・諮議局議員選挙章程が發布、そして1909年10月に諮議局が開局されている。調査会はこうした動きをふまえて活動を開始したのであろう。

調査会の主要幹部は以下のとおりである。

幹事長 徐爾音  
編纂科 正科長 吳冠英 副科長 姚東彦  
調査科 正科長 徐造鳳 副科長 蕭堃  
書記科 正科長 畢厚 副科長 向瑞堃  
庶務科 正科長 彭淵恂 副科長 張嘉森

下線部を附しているのは「政聞社職員名籍」に名前が記載されている者である<sup>(9)</sup>。調査会には政聞社社員が多く参加していた模様であり、政聞社と深い関わりを有していたことが窺われる。ただし、調査会と梁啓超との関係はいまひとつわからない。調査会主要幹部のうち、吳冠英（貫因）や張嘉森（君勸）は梁啓超とはきわめて親しく後々まで行動を共にした間柄であるので、梁は調査会にとり精神的支柱のような位置にあったのかもしれない<sup>(10)</sup>。

『憲政新誌』に掲載された梁啓超の著述は、第4号に詩歌が掲載されているのを除くと、「私議」のみである。とはいえ、すでに示したように、「私議」は複数回にわたり掲載されており、梁が下にも置かない扱いをされていることは確かである。

ただし、『憲政新誌』版「私議」も完成はしておらず、第3章第2節第2款第2項で中断している（文末附録2を参照）<sup>(11)</sup>。内容は第2章第2節第1款までは、『政論』版と同様である<sup>(12)</sup>。

### 3 『国風報』版の特徴

『国風報』は1910年2月に上海で創刊された。『国風報』に掲載された梁啓超による文章は114篇の多きを数えており<sup>(13)</sup>、『政論』とは異なり梁がその存在を隠すことなく前面に出している雑誌である。

1909年12月、各省諮議局の代表により、国会早期開設請願同志会が上海で結成され、1910年1月には同志会による国会早期開設の請願がなされている。清朝はこれを受け入れなかったが国会開設を求める声はやむことなく、『国風報』もこの機運のなか創刊され、やはり国会開設を求めその言論活動を展開した。

『国風報』版「私議」の懸談の前には、次の説明が附されている。

この文章は2年前に執筆し、ある雑誌に掲載したものである。そのある雑誌は事情により途中で停刊したため、掲載できたのは十分の一にも及ばず、突如として中断してしまっただった。去年、東京の学界で諮議局事務調査会が創設され、『憲政新誌』と題する機関誌を発行した。そこですべての原稿を贈呈し、私の考えるところを国民に判断してもらおうとした。これは著者にとり無上の幸いである。ただこの1年以來、時事は変化し、私の思うところも過去とはいくらか異なりが生じている。そこで原稿にいくらか訂正を施し、再度本誌に掲載するものである。読者が『憲政新誌』に掲載されているものと比較すれば、私の意図がよりはっきりするだろう。ただし、全文は十万余言になり、十余号に連載してようやく完結するだろうから、読者を飽き飽きさせてしまうかもしれないが、私もこの過ちは自覚している<sup>(14)</sup>。

「ある雑誌」とは『政論』を指している。『政論』が停刊を余儀なくされると「私議」も中断したが、『憲政新誌』が創刊されると梁啓超は同誌に「私議」の原稿を提供し「私議」連載が再び始まった。しかし、最近の状況の変化のなかで梁は「私議」修正の必要を感じており、そこで修正版を『国風報』に再度連載する運びとなったということのようである。

そして以上の説明をふまえて、『国風報』懸談そのものも、それまでの版には見られなかった書き方がなされている。『政論』懸談、およびそれをそのまま転載する『憲政新誌』懸談は、光緒帝在位を前提とした叙述となっている。これに対し、『国風報』懸談は、光緒帝が亡くなり宣統帝の治世であることが意識された叙述となっている。また、『国風報』懸談は、国会がなければ立憲は成立しないこと、憲法発布以前に国会が召集できないというわけではないこと、多くの国家は国会が成立した後に憲法を有していること、日本は例外的に同時に成立しているが日本のみを手本とする必要はないこと、をはっきりと述べてい

る。こうした指摘は、国会開設を求める声の強まりと、それに冷淡な清朝の姿勢をふまえてのものであろう。

『政論』版および『憲政新誌』版と、『国風報』版「私議」には、このように懸談にはちがいがあがる。ただし、『憲政新誌』版「私議」と『国風報』版「私議」は、いずれも第3章第2節第2款第2項で中断している点で同様である。なお、梁啓超の説明によれば『憲政新誌』版と『国風報』版の懸談以降の文面には大きなちがいがあってもよさそうだが、確認しうる限り、細かな語句の異同が見られるのみである<sup>(15)</sup>。

#### 4 『飲冰室合集』版の存在、および『憲政新誌』版と『国風報』版のちがいについて なお、「私議」の版の問題につき、2つの点を補足しておきたい。

第1に、すでに述べた3つの版とは別に、林志鈞編『飲冰室合集』（中華書局、1936年）に収録された版が存在することである。『合集』版の懸談は『国風報』版に基づくが、『国風報』版と比較して文言にわずかな異同が見られる。また、本文は『憲政新誌』版・『国風報』版と基本的に同様だが、『憲政新誌』版・『国風報』版が第3章第2節第2款第2項で中断しているのに対し、『合集』版は第3章第2節第2款第1項で中断している。なお、湯志鈞・湯仁沢編『梁啓超全集』第7巻（中国人民大学出版社、2018年）に収録の「私議」は『合集』版に基づくものである。

第2に、『憲政新誌』版と『国風報』版のちがいについてである。本稿では大きなちがいはないと説明してきたが、実は明確なちがいがあるとの指摘がかつてなされている。その指摘は湯奇学による『憲政新誌』解題に見られる<sup>(16)</sup>。

まず湯奇学によると、『憲政新誌』は第12号まで確認できるとのことである。さらに湯によると、『憲政新誌』版の最後の1章は国会の監督作用を強調する内容となっており、あわせて外国の国会が有する権力と監督実施の状況を紹介しているという。しかし、こうした国会による監督、さらには君主が裁可権を持つべきことに関する説明などを議論していた部分が、『国風報』版では削除されてしまっているとのことである<sup>(17)</sup>。

つまり、湯奇学は「私議」の内容について、『政論』版、『憲政新誌』版、『国風報』版それぞれに大きな異なりがあると想定し、特に『国風報』版に国会の機能を弱体化させようとしている点があるとして後退を見て取っているのである。ただし、湯の説明にはいくつか不明確な点がある。

まず、君主が裁可権を持つべきことに関する説明というのが、そもそも何を指しているのか汲み取りがたい。おそらくは君主の不裁可権に関する説明であろうが<sup>(18)</sup>、それであれば、『政論』版、『憲政新誌』版、『国風報』版いずれにも説明が見られる<sup>(19)</sup>。また、国会

の監督機能についても同様に説明が見られる<sup>(20)</sup>。つまり君主の不裁可権や国会の監督機能に関する説明は、「私議」のいずれの版でも確認可能である。もちろん、『憲政新誌』版の最後の1章の内容が、それらすでに公表されている叙述と比較して突出していた可能性もある。湯のいう最後の1章は第12号に収録されているだろうから、第12号を確認できれば以上の疑問は氷解する。しかし、それは容易ではなさそうであり、今後の課題とせざるを得ない<sup>(21)</sup>。

### Ⅲ 「私議」の来源

---

#### 1 議会に対する素朴な理解と「私議」に見える豊富な知見

梁啓超が国会も含め議会というものにいつから関心を抱くようになったのか、これについては茅海建が詳細な検討を加えている<sup>(22)</sup>。それによると、梁啓超は『時務報』に「古議院考」を執筆するなど、議会に対する関心は彼の言論活動の初期から見られる<sup>(23)</sup>。ただし、梁啓超の議会に関する理解は、師である康有為同様、儒学の經典と中国の歴史にもっぱら依拠して組み立てられていた。そのため、西洋の議会制度に対する理解には実のところ不足があり、誤解も見られるものだった。

こうした初期段階と比較すると、「私議」で示される論述ははるかに充実したものとなっている。たとえば、『政論』版「私議」には、イギリス、フランス、ドイツ、プロイセン、イタリア、アメリカ、日本それぞれの上院の制度や状況に関する知見が、多数盛り込まれている。

これら7か国の上院に関する豊富な知見を梁啓超はどのようにして入手したのか。「古議院考」執筆から10年以上を経ているから、梁自身の研鑽の賜物によるところももちろんあるだろう。とはいえ「私議」『政論』版、さらには『憲政新誌』版・『国風報』版に見られる詳細な説明は、容易になしうることはない。したがって、「私議」には有力な参照元が存在したのではないかとの推測が成り立つ。

#### 2 種本の存在

残念なことに、この点について梁啓超自身が提示する手がかりはほとんどない。「私議」『政論』版には、梁が利用したであろう文献に関する記載が一切ない。『憲政新誌』版・『国民報』版で言及される具体的文献名としては、アンシュッツ『法律命令論』、伊藤巳代治『法律命令論』、ゲオルグ・マイエル（乾政彦ほか訳）『独逸国法論』があるが<sup>(24)</sup>、いずれの著作も7か国の上院について詳細な説明を加えているわけではない。

それでは、梁啓超が様々な著述から関連する記載を丁寧に拾い集めて「私議』『政論』版を執筆したのかといえ、そうではない。実際のところは、「私議』『政論』版には種本ともいべき参照元が存在する。それは、斎藤隆夫『比較国会論』（1906年）である。紹介される国家の順番こそ異なっているが、目次を一瞥すれば明らかなように、『政論』版と『比較国会論』の構成はきわめてよく似ている（文末附録1・3参照）。また、具体的な説明についても、『比較国会論』の記述をそのまま利用している箇所が多数見られる。『比較国会論』は梁の国会制度理解に関する重要な知的源泉だったのである<sup>(25)</sup>。

『比較国会論』の発行者は斎藤隆夫となっており、発行所の溪南書院の所在地は斎藤の自宅であるから、つまり同書は斎藤による自費出版のようである<sup>(26)</sup>。販売は有斐閣に委託され、新聞に次のような広告が掲載されている。

著者は多年海外に在ありて政治学を研究す。本書は進歩したる政治哲学の原理に基きて立憲政治を根本的に解釈したる後、英米独仏日伊瑞の七ヶ国の国会の組織権限及び活動の情態を詳述し、其利害得失を比較論評して余す所なし。一たび此書を繙けば従来世上に行はれたる政治的俗論を一掃して立憲政治の真義を解得し、坐ながら文明各国の立法団体を掌中に収むることを得べし<sup>(27)</sup>。

販売促進を狙う新聞広告の文言であるから、いくらか割り引いて読む必要はあるが、「英米独仏日伊瑞の七ヶ国の国会の組織権限及び活動の情態を詳述し、其利害得失を比較論評して余す所なし」という紹介は、『比較国会論』の特長をよく言い当てている。目次からも明らかなように、同書を読むことで、各国の国会の特徴を比較しながら理解できるからである。

斎藤隆夫（1870-1949年）は兵庫県の生まれ、1895年に弁護士試験に合格、1901年にアメリカに留学してイェール大学法科大学院に在籍し、公法や政治学を学んだ。1904年にアメリカから帰国すると弁護士活動を再開、1912年には犬養毅率いる立憲国民党から衆議院議員総選挙に出馬し当選を果たした。以後は政界で長く活躍し、特に「肅軍演説」（1936年）や「反軍演説」（1940年）で軍部と厳しく対峙したことで、その名は日本はもちろん中国でも知られるようになった。

しかしながら、日本にあっても中国にあっても、斎藤隆夫が1906年の段階で有名な存在であったとは考えにくい。『比較国会論』という著作についても、自費出版であったためか書評が多数出るなどの反響はまったくなく、日本の読書界で大きく注目された様子はない。それではなぜ、梁啓超は斎藤の著作に関心を持ったのだろうか。

1つの可能性として、梁啓超自身がこの著作の存在に気がついたということがあるだろう。梁は、毎日日本の新聞紙を読んで日本の政界や学界について通暁するよう努めており<sup>(28)</sup>、そうした習慣の過程で上述した新聞広告に目をとめ、『比較国会論』に手を伸ばしたのかもしれない。

しかし、異なる可能性も存在する。それは『法政学交通社雑誌』の示唆である。

同誌は1907年1月に東京で創刊された。発起人は孟森、秦瑞玠、楊蔭杭、孟昭常、陸定、謝霖であり、彼ら江蘇省出身の留日学生が主体となって立憲政治の実現を訴えるものであった。

立憲政治実現を訴えるという点で、梁啓超とも共通するわけだが、同誌と梁の関わりはほかにも存在する。それは、「発刊詞」を執筆したのが政聞社常務員を務めた徐公勉（仏蘇）だったことである。前述したように、徐は立憲の推進において梁と行動を共にしており、徐が関係している雑誌であるということで、梁が『法政学交通社雑誌』の誌面に着目していた可能性は高いだろう。

『法政学交通社雑誌』は、日本語の著述を数多く訳載しているが、そのなかに『比較国会論』の部分訳がある<sup>(29)</sup>。訳者の孟森は、『比較国会論』が簡潔にして要を得ており、「各国の国会制度を隔々まで翻訳した書籍よりもはるかに優れている」と評価しているが<sup>(30)</sup>、関連知識の吸収に余念がなかった梁にとり、これは魅力的な文言であり、この翻訳から『比較国会論』を知った可能性があるだろう<sup>(31)</sup>。

### 3 そのほかの来源

しかしながら、『比較国会論』のみが、梁啓超が「私議」執筆に際し依拠した唯一の種本であったとすることはできない。とりわけ、「私議」第2章第2節第2款以下は『憲政新誌』版・『国風報』版で初めて公表されたが、その内容・構成は、『比較国会論』とは大きく異なっている<sup>(32)</sup>。『憲政新誌』版・『国風報』版で初めて公表された部分には、選挙の制度や実情に関する記載が少なくないが、それらの詳細な内容を見ると梁はここでも日本語の著述に大きく依拠していたのではないかと考えられる。また梁は、「選挙の手續というのは、選挙実施の次第をいうのである。手續は日本の名詞だが、相当する訳語を得るのがとても難しいためそのまま用いる」と述べているが<sup>(33)</sup>、これは「私議」の新たな部分を準備するのに、日本語の著述を涉猟していたことを端無くも示しているように思われる。

そして実際に梁啓超は日本語の著述を大いに利用していた。いくつか例を挙げよう。

梁は第2章第3節第4款「強制選挙」において、強制選挙という制度を紹介している。梁によれば、強制選挙とは選挙を人民の権利にして人民の義務、政治上の権利にして政治上

の義務として位置付けるものであり、つまり人民が選挙で投票することを必ず求めるというものである。

梁啓超がこの制度に着目したのは、選挙権が国家最重要の機関を構成する作用を有するにもかかわらず、イギリスでは22パーセント、ドイツでは23パーセント、フランスでは37パーセント、日本では14パーセントなどと、棄権者が決して少なくない状況を憂慮してのことのようである。こうした事態に対処する一案として強制選挙は位置づけられるが、この制度の運用を説明するのに梁が言及したのが、ベルギーとブラウンシュバイクの事例である。

ベルギーについては、選挙の際、理由なく選挙会場に赴かなかった者について、初犯は1～2フランの罰金、6年以内の累犯は3～25フランの罰金、10年以内の累犯は罰金のほかに当該犯人の氏名を市・村役所の大門に1か月間掲示、15年以内の累犯は罰金と氏名の掲示のほかに、当該犯人の氏名を選挙人名簿から10年間抹消し、かつその期間、官職に就任したり栄典を受けたりできないようにするということとされている。ブラウンシュバイクについては、選挙の際、理由なく選挙会場に赴かなかった者について、10マルクの罰金を課しているが、ただし、(1) 病気のためであって医師の証明を持つ者 (2) 延期あるいは代理させられない国家、地方あるいは教会の公務があり、上級官庁の証明を持つ者 (3) 選挙日、40キロメートル以上離れた地に出かけており、そのことについて地方警察の証明を持つ者 (4) 天災あるいはその他不可避の事変で選挙会場に到着できず、そのことについて証明を持つ者、は罪を免れるとしている。

長々と紹介したのは、梁啓超の説明が相当に細かな部分に及んでいることを示したかったからである。近々選挙が実施されるはずの中国においても、選挙の棄権という問題に備えておかねばならないという問題意識があった故だろう。しかし、そのために言及されるのが、ベルギーとブラウンシュバイクの事例である。当時の中国におけるベルギーの知名度はそれなりに高かったであろうが、ブラウンシュバイクというドイツの一公国について知る人はほとんどいなかったのではないかと想像される。梁とて例外ではないはずだが、なぜわざわざブラウンシュバイクに言及したのか。

それは梁啓超が依拠した文献に関係していたと見るべきである。梁は京都帝国大学法科大学助教授で新進気鋭の公法学者であった佐々木惣一の著述「選挙ノ強制」を、ほとんど丸写しするようにして「強制選挙」という款を執筆している<sup>(34)</sup>。ベルギー<sup>(35)</sup>とブラウンシュバイクの事例を紹介しているのは佐々木であり、イギリス、ドイツ、フランス、日本の棄権率の紹介も、佐々木の記述をそのまま利用したものである。

佐々木の同僚であった京都帝国大学法科大学助教授佐藤丑次郎の著作にも、梁啓超の注

意は及んでいる。「私議」第2章第3節第1款第2項「平等選挙与等級選挙」では、「平等選挙」つまり選挙権を1人に1票認めるかといった制度と、「等級選挙」つまりある種の人々には優先的に多くの票を与えるかといった制度のありようについて解説がなされており、たとえば1894年に実施されたベルギーの選挙の有権者数などが細かに紹介されている。そしてそうした細かな数字も含めて、この項の内容の多くは佐藤丑次郎『政治学 上巻』に基づいている<sup>(36)</sup>。また、第2章第3節第3款第3項第1目「各種制度利害比較」では、「有限投票法」、「聚合投票法」、「単記商数投票法」、「連記商数投票法」といった各種投票法の説明がなされ、詳しい計算式も披露されている。数字などに若干の異なりはあるが、これも佐藤『政治学 上巻』に基づいていると見てよからう<sup>(37)</sup>。

#### 4 美濃部達吉への着眼

そもそも「中国国会制度私議」と題する国会の制度に関する文章である以上、「私議」が公法学者の著述をほかにも参照しているであろうことは容易に想像がつく。「私議」が発表されたころ、中国にも知られる日本の公法学者は複数存在したが、そのなかでも日本を代表する公法学者として高い声望を誇っていたのは、東京帝国大学法科大学教授の美濃部達吉であった。美濃部に対し梁啓超の注意も当然ながら及んでおり、「私議」の各所で美濃部の議論が活用されている。『憲政新誌』版・『国風報』版で初めて公表された部分はもちろんのこと、『政論』版からすでにそれは見られる。

「私議」第1章第1節において、梁啓超は直接機関・間接機関、主動機関・制限機関という区分を提示し、国会が直接機関にして制限機関であるとの説明を行っている。直接機関とは特定の人々が一定の法律事実の発生によって自ずと国家機関の地位に就くというものである。国会の議員は選挙という事実、さらには憲法によってその地位を得る者であり、そうした議員により構成される国会は直接機関である。これに対し、他の機関の委任などによって国家機関としての地位を得る機関は間接機関と称される。また直接機関としての国会は、やはり直接機関である元首が主動機関として直接国民に対する拘束力を行使できるのに対し、制限機関として主動機関を拘束し、その同意なくして主動機関が発動する国権は有効足りえない。こうした直接機関・間接機関、主動機関・制限機関という用語は、『比較国会論』にはまったく登場しないものだが、これは美濃部達吉『日本国法学 上巻上』に依拠したものである<sup>(38)</sup>。

『憲政新誌』版・『国風報』版で初めて公表された部分においても、複数の箇所でも美濃部の著述を梁は参照している。一例を挙げよう。

第2章第3款第2項第1目「各国制度及学説比較」には次のような叙述がある。

日本は大選挙区を原則とするが、例外とされる市部もあるため、3万人の小市で1人が当選することもあれば、19万人の大市でもわずかに1人しか当選できないことがあり、その選挙権の格差は6倍以上にもなる。つまり、小市市民の1票の権利は、その価値は他区の5、6票にも等しいということである。だから2年前の総選挙で、愛知区の清水氏は7338票で当選する一方、隠岐区の中沼氏は200票で当選し、その差はおよそ36.5倍以上にもなるということが生じた。それだけではなく、滋賀区の藪田氏は4014票で落選し、その他朽木区、長野区、石川区でも3000票で落選した人が多いが、小倉市、佐賀市、丸亀市、弘前市、秋田市などで当選した人は、おおむね300票に満たない。3、4000人から広く仰がれた人が議員になれず、2、300人から私的に支持された人がかえって議員になるとは、国会が民意を代表するとはどういうことなのか。日本の選挙法の進退が寄る辺を持たないのはここに極まっている<sup>(39)</sup>。

日本の一部都市部では小選挙区制を採用しているが、そこではきわめて大きな1票の格差が生じていることを、選挙結果を詳細に紹介しながら説明している。一見、梁啓超は何とよく日本の状況を調べていることかと感嘆したくもなる。もちろん梁が日本の状況によく通じていること自体は否定できないが、しかしこの叙述は美濃部達吉「総選挙の結果に就きて」に完全に依拠したもので、梁が日本の選挙結果を丹念に調べて記述したものではありません<sup>(40)</sup>。

なお、美濃部は「ゲオルク、マイヤー氏選挙法論抜抄」や「選挙法大意」など、選挙に関する文章をほかにも発表しており<sup>(41)</sup>、梁啓超はこうしたものにも目を通していた可能性は高かったように思われる。特に後者は『読売新聞』に連載した「選挙法講話」に基づくもので<sup>(42)</sup>、美濃部自身認めるように「卑近通俗を旨としたるもの」であったから<sup>(43)</sup>、梁が読んでいたとすれば教えられるところが多かっただろう。

「私議」において、梁啓超が美濃部の所論に着目したのは、美濃部の日本における声望が高く中国の人々にも知られていたからだと説明した。関連して、梁が美濃部を参照するのは、「私議」が初めてではなかったという事実にも触れておく必要があるだろう。

美濃部の日本での知名度が高まり始めたのは、穂積八束批判を通じてである。1902年秋、留学から帰国し東京帝国大学法科大学比較法制史講座担当となった美濃部は、法科大学長を務めつつ憲法学を講じていた穂積に対する批判を積極的に展開し、学問的には穂積をほぼ圧倒するようになる<sup>(44)</sup>。

学界の主流を占めるようになった美濃部の所説は、中国の人々の目にも自然と止まるようになった。美濃部達吉『地方制度要義』(1903年)を皮切りに、1910年までの時点で、7

冊の著作が翻訳の上、中国で刊行されている<sup>(45)</sup>。また、梁啓超と関係の深い『新民叢報』や『国風報』、また「私議」が掲載された『憲政新誌』を含む複数の雑誌にも、美濃部の議論は訳載されるようになっていた<sup>(46)</sup>。

このように有名な美濃部に対しては、梁啓超も「私議」執筆以前から注目していた。梁は『新民叢報』に発表した文章で、美濃部につとに言及している<sup>(47)</sup>。つまり、梁にとり美濃部は元々なじみのある論者であり、その所説に着目するのは半ば当然のことであって、「私議」においても美濃部の著述は重要な来源となったのだった。

## 5 来源とのずれ

「私議」において、梁啓超は斎藤隆夫や美濃部達吉の議論を大いに参照してはいたが、彼らの見解を何から何までそのまま受け入れていたわけではもちろんない。梁の目的は、あくまで中国の実情に合わせた国会制度を提示することにあった。その過程で、梁は斎藤や美濃部の見解を参考にしつつも、最終的に大きな変更を加えることもあった。具体例として挙げられるのが、斎藤の緊急勅令に関する議論や美濃部の独立命令をめぐる議論をふまえた梁自身の見解である。

日本の緊急勅令について斎藤隆夫は「緊急勅令は、国家非常の場合に処する救済方法として、一時行政権をして立法権を侵さしむるものなり。民主国に於ては、此の如き非常権を行政首長に委するの危険を恐るるが故に、何れの憲法に於ても之を認めず」と指摘し、否定的評価を隠さない<sup>(48)</sup>。梁啓超もこれをふまえて緊急命令<sup>(49)</sup>は「行政権によって立法権を侵害することが明らかで、学理をふまえるところぞって排斥しなければならない」としている<sup>(50)</sup>。ところがこれはあくまで「学理」の上のことであって、梁は「国家に非常事態が生じれば国会の召集を待ってはられない。行政の首長が速やかに行動しなければ、機会を逸し国家に回復できない損害を与えてしまう。だから憲法がこの権利を認めているのには、正当な理由がある。まして事後に承諾を必要とするという条件により制限しているのだから、立法権はなお完全に侵害されているわけではない」と述べ、緊急命令を事実上容認している<sup>(51)</sup>。

次に独立命令について確認しよう。梁啓超によると、独立命令とは君主に一定の範囲内で独立して命令を発することを認め、かつ国会の協賛を必要としないというものである。具体例として梁が例示するのが、大日本帝国憲法第9条「天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス」である。こうした命令の存在は日本に独自のもので、梁は学理上からすれば立法権の外部に独立命令権を認めてはならないとしている。

梁啓超によると、日本の独立命令は、元々はドイツのグナイストが伊藤博文に伝えたものである。グナイストによる独立命令容認論は、複数のドイツの学者によって批判されるが、アルントはグナイストの立場を擁護し、これに対しアンシュッツが反駁を加えるという状況が存在した。結果として、独立命令容認派はドイツでは少数派となった。しかし、日本では状況は大きく異なる。伊東巳代治『法律命令論』が、グナイストとアルントの所説を紹介すると学者はこれを支持し、とりわけ穂積八束、有賀長雄、清水澄が熱心だった。これに対し、立憲国である以上、独立命令を法律と同一の範囲に置くことはできないとする副島義一と美濃部達吉は当初「四面楚歌」の状況に置かれていたが、現在は優位に立っている<sup>(52)</sup>。

ここでの梁啓超の説明にあるように、美濃部は確かに独立命令を法律とは異なるものと位置づけ、かつその範囲の拡大に警戒的でもある<sup>(53)</sup>。そして美濃部のこうした立場をふまえ、梁は中国においても独立命令の存在を認めるべきではないと主張したわけである。

ここまでであれば美濃部と梁啓超の立場は基本的に一致するのだが、しかし梁は直ちに別の論点も提示する。それは中国が「世界空前の大立憲国」となりうる、つまり中国があまりに巨大であることと関係する<sup>(54)</sup>。

梁啓超の観察では、中国の国土の大きさを考慮すると、中央の国会が立法権すべてを掌握・行使することは現実的ではなく、「公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ」国会の協賛を経ずして規定できる部分を残しておくことが必要である<sup>(55)</sup>。では、この国会の協賛を経ずして規定できる部分は、具体的にどのように運用するのが適当なのか。

梁啓超によると、独立命令を実施するといっても、実際には君主一人で実施できるものではなく、地方官庁が実施を担当する部分が多い。こうした地方官庁の挙動は上級官庁が監督するが、中国は広大で交通未発達のため、中央官庁が地方官庁を監督しきれない。そのため、地方官庁による不当な実施が行われ人民を苦しめる可能性がある。そこで梁は国会とは別に省議会を参与させよと主張する。つまり、国会の下に省議会を置き、日本のいわゆる独立命令の範囲をすべて省議会に任せればよいとしたのである。省議会が担い手となれば、地方官庁のような不当な実施は生じないと梁は考えたのである<sup>(56)</sup>。

類似の実践はすでに試みられていた。実例として梁啓超が挙げるのが、日本統治下の台湾の律令である。律令とは台湾総督府評議会が議決し、国会の議決を経ることなく君主の裁可を経て交付されるものである。台湾と日本内地は異なっているが、東京の国会議員はそうした台湾の実情をわかっていないから、彼らに任せるよりも評議会に任せるのが適切だというのが梁の考えのようである。このやり方に倣い、中国の各省に対しても法律と同等の効力を有する条規を制定させることができるようにする、その条規は日本の名称を採

用してやはり「律令」と名付けようというのが梁の提案で、彼はこれを「至当不易の政策」だと高く評価している<sup>(57)</sup>。

とはいえ、台湾における律令は、実際には台湾の人々に対する圧政的諸法規としてしばしば機能していたことが今日では知られる<sup>(58)</sup>。梁啓超の述べるような台湾の実情に配慮したものであったかどうか、相当に疑わしい<sup>(59)</sup>。また、梁自身認めるように、国会の担当する範囲と省議会の担当する範囲の検討が必要で、実際の導入には様々な困難が生じたことが想像される。

そもそも斎藤の緊急勅令に対する評価、そして美濃部の独立命令に対する評価はいずれもきわめて慎重なもので、両者ともに命令の運用に厳しい箍をはめようとしていた。梁啓超もいったんはそうした見解を尊重するようになって、実際には中国の実情という理由から、緊急命令や独立命令活用の可能性に道を開いた。梁も権力の無軌道な行使をよしとしたわけではなからうが、中国の実情を理由に斎藤や美濃部の慎重な議論を簡単に修正してしまう姿勢にはいささかの危うさも感じられる。

こうした梁啓超の無頓着さは、後年問題となった。民国成立前後、梁は袁世凱と緊密に連絡し、「開明専制」や「強有力之政府」といった形式の下、袁に強い政治指導を期待していたことが知られる<sup>(60)</sup>。梁は、安定した国家を作るために強力な権力の必要を切望したのかもしれないが、袁は次第に独裁色を強めてついには皇帝にまで即位し、梁はこれを粉碎すべく、第三革命において袁討伐のための軍事行動に立ち上がることとなった。袁の一連の挙動は梁だけでどうにかできる問題ではなく、したがって梁の責任のみを積極的に問う必要もないだろう。しかし、武力にまで訴えることを迫られた梁のありようは、かつての自身の無頓着さのツケを払わされたかのようでもある。

## お わ り に

---

本稿で確認したように、梁啓超は「私議」をほぼ同時期に3つの異なる媒体に掲載した。これには偶然の要素もあるのだろうが、「私議」に寄せる梁の思いの強さも感じられる。

「私議」『政論』版の刊行は、清朝による立憲準備の上諭が出されてほどなくのことであった。この時期、中国の知識人の間には立憲政治実現に対する期待が横溢しつつあり、国会の開設も単なる空想ではなくなりつつあった。梁啓超としてもこの期待を高め、現実化していくために、多くの読者の感情に訴える必要を感じていたことだろう。

とはいえ、期待が現実のものとなりつつあっただけに、単純にスローガンを叫ぶだけでは不十分な段階にすでに達していた。つまり、威勢のよい掛け声にとどまらない、中国の

国会に関する詳細な制度設計図をぜひとも示す必要があった。「私議」はその必要に応えるべく準備されたと思しい。

「私議」という設計図作成のためにまず参照されたのが、斎藤隆夫の『比較国会論』であった。弁護士とはいえ学者ではなかった斎藤が執筆した同書は、世界の主要7か国の国会事情を平易な語り口で説明しており、梁啓超はもちろん中国の読者にとってもきわめて有用なものであっただろう。

『政論』は途絶したが、1910年1月、6月と国会開設請願が繰り返されるなど、国会開設を求める声はむしろいよいよ高まった。国会開設が現実味を帯びてくるなか、鋭敏な梁啓超にとっては、国会開設のための選挙を具体的にどのようにして実施するのかということも大きな問題となった。そうしたとき、選挙について言及しているとはいえ、『比較国会論』の説明のみでは、梁は十分に満足できなかったのであろう。様々な著述を引き続き渉猟するなかで、梁は日本の公法学者の議論、とりわけ元々親しんでいた美濃部達吉が選挙についても精力的に論じていることを知り、その著述に引き付けられたのではないか。

「私議」にはそれらの日本語著述の出典が明記されない。しかし、本稿で示したように、「私議」は複数の日本語著述に支えられて執筆が可能となったものである。とりわけ斎藤隆夫と美濃部達吉の著述は不可欠だった。この事実はこれまで重視されてこなかったが、清末の梁啓超の立憲論を検討する際には注意が必要であろう。

同時に、梁啓超ほどの人物に「私議」のようなほとんど注目されてこなかった事例が存在することを思えば、注目すべき成果が次々と生み出されている清末の立憲論をめぐる研究においても、来源としての日本語著述の重要性という点で未検討の事柄が多く残されていると予想される。この点についても、いくつかの関連する優れた成果が出されているので、それらを導きの糸としつつ研究を進めていくことが求められよう<sup>(61)</sup>。

## 附録1 「中国国会制度私議」『政論』版目次

### 懸談

#### 第1章 国会之性質

##### 第1節 法律上之性質

##### 第2節 政治上之性質

#### 第2章 国会之組織

##### 第1節 二院制

###### 第1款 二院制与一院制得失比較

###### 第2款 中国当採二院制之理由

第2節 左院之組織（旧称上院）

第1款 各国左院之組織比較

- 第1項 英吉利王国貴族院之組織
- 第2項 法蘭西共和国元老院之組織
- 第3項 德意志帝国聯邦參議院之組織
- 第4項 普魯士王国貴族院之組織
- 第5項 意大利王国元老院之組織
- 第6項 北美合衆国元老院之組織
- 第7項 日本帝国貴族院之組織
- 第8項 比較

附録2 『憲政新誌』（一部未見）版・『国風報』版（懸談・第1章・第2章第2節第1款までは、『政論』版と同一構成のため省略）

第2章 国会之組織

第2節 左院之組織

第2款 中国国会左院組織私案

- 第1項 中国不能以左院代表貴族之理由
- 第2項 中国不必以左院代表富族之理由
- 第3項 応設後統議員之理由及其限制
- 第4項 応設代表各省議員之理由
- 第5項 応設勅選議員之理由
- 第6項 応設代表蒙藏議員之理由
- 第7項 左院議員之數

第3節 右院之組織（旧称下院）

第1款 選挙権

- 第1項 普通選挙与制限選挙
  - 第1目 各国制度比較
  - 第2目 我国不当採制限選挙之理由
- 第2項 平等選挙与等級選挙

第2款 被選挙権

第3款 選挙方法

- 第1項 直接選挙与間接選挙

- 第1目 利害比較之学説
- 第2目 我国当採間接選舉制之理由
- 第2項 選挙区
  - 第1目 各国制度及学説比較
  - 第2目 中国画分選挙区私案
- 第3項 中選之計算法
  - 第1目 各種制度利害比較
  - 第2目 我国所当採之方法
- 第4項 選挙手續
  - 第1目 選挙人名簿
  - 第2目 投票
  - 第3目 選挙機關
  - 第4目 選挙權利之保障
- 第4款 強制選挙
- 第5款 雜論
  - 第1項 右院議員任期
  - 第2項 無選挙区之地
- 第3章 国会之職權
  - 第1節 緒論
  - 第2節 参与立法之權
    - 第1款 参与改正憲法之權
      - 第1項 各国法制比較
      - 第2項 我国所当採者
    - 第2款 参与普通立法之權
      - 第1項 参与立法權之範圍
        - 第1目 各国範圍広狭比較
        - 第2目 我国所当採者
      - 第2項 参与立法權之効力（『飲冰室合集』には未収録）
        - 第1目 各国効力強弱比較
        - 第2目 我国所当採者（本節已完本章未完との説明あり）

附録3 斎藤隆夫『比較国会論』目次

第1章 総論

第2章 国会の性質

第1節 国会の法律的性質

第2節 国会の政治的性質

第3章 国会の組織

第1節 上院の組織

第1項 英国貴族院の組織

第2項 北米合衆国元老院の組織

第3項 独逸参議院の組織

第4項 仏蘭西元老院の組織

第5項 日本貴族院の組織

第6項 伊太利元老院の組織

第7項 瑞西元老院の組織

第8項 上院組織の比較論

第2節 下院の組織

第1項 英国庶民院の組織

第2項 合衆国代議院の組織

第3項 独逸代議院の組織

第4項 仏蘭西代議院の組織

第5項 日本衆議院の組織

第6項 伊太利代議院の組織

第7項 瑞西代議院の組織

第8項 下院組織の比較論

第4章 国会の召集、開会、停会、閉会及び解散

(以下、節・項は省略)

第5章 国会役員を選定

第6章 国会の議事及び議決に必要な定員

第7章 国会議員の権利

第8章 国会立法の方法

第9章 国会の権利

第10章 国会と内閣との関係

註

- (1) 関連する研究は多いが、張朋園の研究は依然としてまず参照すべきものである。張朋園『梁啓超与清季革命』中央研究院近代史研究所、1964年。張朋園『梁啓超与民国政治』食貨出版社、1978年。日本語では、民国時期は検討の対象としていないものの、狭間直樹の研究がまず参照すべきものである。狭間直樹『梁啓超——東アジア文明史の転換』岩波書店、2016年。
- (2) 張朋園は、清末における選挙制度関連議論を検討するなかで「私議」に言及している。張朋園『中国民主政治の困境 1909-1949: 晚清以来歴届議会選挙述論』聯經出版事業公司、2007年。狭間直樹『梁啓超』は、後述のように「私議」の版の違いに留意している。
- (3) 狭間直樹編『共同研究 梁啓超——西洋近代思想受容と明治日本』みすず書房、1999年。狭間直樹編『梁啓超・明治日本・西方：日本京都大学人文科学研究所共同報告（修訂版）』社会科学文献出版社、2012年。
- (4) 狭間直樹『梁啓超』189頁。なお、「文頭の提要」とは、本稿でいう「懸談」を指す。
- (5) 狭間直樹『梁啓超』185-189頁。
- (6) 第12号が刊行されていたとの指摘もなされているが、この点は後述する。
- (7) 丁文江・趙豊田編（島田虔次編訳）『梁啓超年譜長編』第2巻、岩波書店、2004年、を参照。
- (8) 憲民「政聞社宣言書」『政論』第1号、1907年10月7日、16頁。
- (9) 『政論』第2号、1907年11月15日、152-154頁。
- (10) なお、『憲政新誌』第7号には、『国風報』第1年第1号（1910年2月20日）掲載の「『国風報』叙例」が転載されており、この点からも梁啓超との結びつきの深さを感じさせる。
- (11) より正確には、『憲政新誌』第11号が第3章第2節第2款第2項までを収録しているということである。
- (12) 懸談の前に、掲載の経緯に関するごく簡単な説明が附されてはいる。この説明は『政論』版にはなかったものである。
- (13) 狭間直樹『梁啓超』188頁。
- (14) 滄江「中国国会制度私議」『国風報』第1年第8号、27頁。
- (15) 現時点で筆者は『憲政新誌』第6号、第8号、第10号の誌面を確認できていない。ただし、第5号と第11号の内容から判断すると、第6号、第8号、第10号の内容が『国風報』と異なっている可能性はかなり低いと考えられる。
- (16) 湯奇学「『憲政新誌』」中国社会科学研究院近代史研究所文化史研究室・丁守和主編『辛亥時期期刊紹介』第3集、人民出版社、1983年。
- (17) 同、559、562-563頁。
- (18) 梁啓超の説明によると、およそ法律は必ず元首の裁可を経て有効となる、つまり元首が国会が議決した法案に対して不同意の場合、不裁可によってその法案を無効とすることができる。これが不裁可権と呼ばれる。梁は同時に、ドイツ皇帝には不裁可権がなく、イギリス国王は200年以上不裁可権を行使していないことなどを指摘して、不裁可権が有名無実化されつつある傾向に注意を促している。
- (19) 『政論』第5号、8-10頁。『憲政新誌』第3号、21-23頁。『国風報』第1年第8号、33-35頁。
- (20) 『政論』第5号、21頁。『憲政新誌』第3号、33頁。『国風報』第1年第9号、35頁。

- (21) 『憲政新誌』の収蔵状況および関連情報について紹介しておく。中国国家図書館は、第12号を収蔵していない。上海図書館所蔵の新聞・雑誌に基づくデータベース『全国報刊索引』も、第12号を収蔵していない(第6号・第8号・第10号も収蔵していない)。姜垂沙・経莉・陳湛綺主編『晚清珍稀期刊匯編』第17・18冊(全国図書館文献縮微複制中心、2009年)も、第12号を収蔵していない(第6号および第8号以下も収蔵していない)。上海図書館編『中国近代期刊篇目彙録』第2卷(中)(上海人民出版社、1981年)が記載する『憲政新誌』目録は、第11号までのみである。『飲冰室合集』未収録の梁啓超の著述を網羅的に収録する夏曉虹輯『飲冰室合集集外文』上中下(北京大学出版社、2005年)にも、やはり第12号に該当する部分は見られない。
- (22) 茅海建「戊戌時期康有為、梁啓超の議會思想」『華東師範大学学報(哲学社会科学版)』2020年第2期。
- (23) 新会梁啓超「古議院考」『時務報』第10冊、1896年11月5日。
- (24) 宝雲「中国国会制度私議」『憲政新誌』第11号、56-57頁。滄江「中国国会制度私議」『国風報』第1年第20号、60、62頁。アンシュツ『法律命令論』の日本語訳はおそらく刊行されていないが、梁啓超は美濃部達吉「アンシュツの法律命令論」『国家学会雑誌』(第19巻第1号、1905年1月1日)を読み、内容を把握していた可能性が高い。
- (25) ただし、異同も見られる。やはり目次から明らかだが、『比較国会論』はスイスの元老院について紹介するのに対し、『政論』版はスイスについては言及せず、代わりにプロイセンの貴族院について紹介している。プロイセンの貴族院についての説明は、ウィルソン(高田早苗訳)『政治汎論』(早稲田大学出版部、1908年、512-513頁)に基づく。スイスを削除しプロイセンを加えた理由はよくわからない。推測にとどまるが、清朝が君主国であることから君主国の事例をさらに紹介したいと考え、君主国のなかから梁啓超にとっての参照軸である日本と深く関係するプロイセンを選択したのかもしれない。
- (26) 松本健一『評伝斎藤隆夫——孤高のパトリオット』岩波書店、2007年、96-97頁。
- (27) 『東京朝日新聞』(朝刊)1906年11月29日。
- (28) 任公「汗慢録」『清議報』第35冊、1900年2月、2頁。夏曉虹『閲読梁啓超:覚世与伝世』第7章「借途日本学習西方:梁啓超与日本明治文化」東方出版社、2019年。
- (29) 斎藤隆夫著(陽湖孟森訳)「比較国会論第六章:論日本議院議決数之不合学理」『法政学交通社雑誌』第2号、1907年2月13日。
- (30) 同、44頁。
- (31) 孟森は『比較国会論』はまもなく翻訳・刊行されるとも述べているが、実際に刊行されたのは民国時期のことである。斎藤隆夫(姚大中訳)『比較国会論』商務印書館、1917年。
- (32) ただし、『憲政新誌』版・『国風報』版で初めて公表された部分においても、『政論』版ほど顕著でないにせよ、複数の箇所でも『比較国会論』が参照されており、梁啓超にとり同書の重要性が失われたというわけではない。たとえば、梁はアメリカ合衆国上下両院の議案提出とそれに対する大統領の対応に関し説明をしているが(宝雲「中国国会制度私議」『憲政新誌』第11号、66-67頁。滄江「中国国会制度私議」『国風報』第1年第21号、40-41頁)、これは斎藤『比較国会論』196-197頁の記述に基づいている。また、梁はのちにも『比較国会論』からの引用を交えながら持論を展開している。滄江「内閣果对于誰而負責任乎(責任内閣積義中之一節)附論徳日両国関于責任大臣之立法」『国風報』第2年第12号、1911年5月28日、24-25頁。梁が同文で示すのは斎藤隆夫の名前のみだが、引用は斎藤『比較国会論』

- 46頁からなされている。「内閣果对于誰而負責任乎」に斎藤隆夫の名前が挙げられていることについては、石川禎浩先生より教示を得た。
- (33) 滄江「中国国会制度私議」『国風報』第1年第15号、37頁。
- (34) 佐々木惣一「選挙ノ強制」『国家学会雑誌』第22巻第4号、1908年4月1日。
- (35) 梁啓超がベルギーの強制選挙につき、「6年以内の累犯」「10年以内の累犯」「15年以内の累犯」と記しているところ、佐々木は「六年以内に於ける累犯」「十年以内に於ける第二回の累犯」「十五年以内に理由なき第四回の棄避」とより細かな説明をしている。佐々木惣一「選挙ノ強制」409頁。
- (36) 佐藤丑次郎『政治学 上巻』金港堂、1908年、457-465頁。
- (37) 同、471-491頁。なお、「聚合投票法」の執筆については、記述内容の類似から梁啓超は清水澄『憲法及行政法講義』（東京市教育会、1907年、91-116頁）もおそらく参照していたと思われる。後述するように、「私議」の別の箇所では梁は清水に言及しており、その存在を知っていた。
- (38) 美濃部達吉『日本国法学 上巻上』有斐閣書房、1907年、108-116頁。
- (39) 滄江「中国国会制度私議」『国風報』第1年第13号、43-44頁。
- (40) 美濃部達吉「総選挙の結果に就きて」『国家学会雑誌』第22巻第6号、1908年6月1日。
- (41) 美濃部達吉「ゲオルク、マイヤー氏選挙法論抜抄」同『憲法及憲法史研究』有斐閣、1908年。美濃部達吉「選挙法大意」『国家学会雑誌』第22巻第6号、1908年6月1日。
- (42) 美濃部達吉「選挙法講話」『読売新聞』1908年4月28日-5月15日。
- (43) 美濃部達吉「選挙法大意」1頁。
- (44) 美濃部によると、穂積は一方では国家は主権を保有する団体であるとしつつ、他方で主権は天皇に属し、天皇はすなわち国家であって、国家機関という概念で天皇の地位を説明するのは曲事であるとも説くなど、非論理的な独断の少なくない学説を展開していた。美濃部はこれに大いに不満であり、またこうした不満は程度差はあれ多くの人々が共有するものでもあって、穂積の学説が美濃部の学説に取って代わられるのは当然のことであったようである。この点については、次を参照。長尾龍一「八束の髓から明治史覗く」同編『穂積八束集』信山社、2001年。
- (45) 美濃部達吉（作新社訳）『地方制度要義』作新社、1903年。そのほかの著作の翻訳状況については、次の研究を参照。王貴松「美濃部達吉と中国の公法学」高橋和之編『日中における西欧立憲主義の継受と変容』岩波書店、2014年、184-185頁。
- (46) 具体的には次の文章である。
- 美濃部達吉（与之〔黄可権〕訳）「近世憲法上之権力分立主義」『新民叢報』第89号、1906年10月18日。
- 淵生「大臣責任論」『新民叢報』第90号、1906年11月1日・第91号、1906年11月16日。清水澄、有賀長雄と比較して、美濃部の議論が優れているとの記者による紹介が附されている。
- 美濃部達吉（杜国庠訳）「議會者国民之代表機関也」『憲政新誌』第8号、1910年3月。
- 美濃部達吉（明水〔湯叡〕訳）「最近欧美各国立憲政治之趨勢」『国風報』第2年第10号、1911年5月9日。
- (47) 飲冰「答某報第四号對於『新民叢報』之駁論」『新民叢報』（第79号、1905年4月24日、40-41頁）に、美濃部達吉『日本国法学 上巻上 総論』（有斐閣書房、1907年）と美濃部達吉

「議會ノ国法上ノ性質ニ関スル一新説」(『国家学会雑誌』第200号、1903年10月20日)への言及がある。また、飲冰「雑答某報」『新民叢報』(第84号、1906年8月4日、5頁)では、美濃部達吉『国法学(日本大学法律科明治39年度第1学年講義録)』(日本大学、1906年)の一部を中国語訳の上、引用している。なお、引用の際、梁啓超は美濃部の名前を挙げるのみで書名には触れないが、梁のこの引用・訳述については、汪精衛が読解の誤りを指摘しており、汪はその際、日本語原文も挙げている。精衛「雜駁」『新民叢報』第十二号『民報』第10号、1906年12月20日、52-53頁。梁が美濃部の書名を示さなかったにもかかわらず、汪は美濃部の著作のどの部分から梁が引用しているのかを探し当てており、中国の人々の間で美濃部が相当に読まれていたことが窺える。

- (48) 斎藤隆夫『比較国会論』270頁。
- (49) 梁啓超は、緊急勅令を緊急命令と表記している。
- (50) 宝雲「中国国会制度私議」『憲政新誌』第11号、50頁。滄江「中国国会制度私議」『国風報』第1年第20号、54頁。
- (51) 同上。「事後に承諾を必要とする」というのは、大日本帝国憲法第8条第2項が、該当する緊急勅令を帝国議会の次の会期に提出しなければならないとしていたことをふまえる。なお、梁啓超は日本ではなくプロイセンの方式に従うべきとしている。日本は議会閉会中いつでも緊急勅令を出せるのに対し、プロイセンは議会閉会中であっても両院を招集できる場合、両院を招集せずに緊急勅令を出すことはできない。つまり、プロイセンは日本に比べてより厳しい制限下で緊急勅令を運用していた。
- (52) 宝雲「中国国会制度私議」『憲政新誌』第11号、50-56頁。滄江「中国国会制度私議」『国風報』第1年第20号、55-61頁。ちなみに、「私議」において梁啓超が美濃部の名前を明示するのはこの箇所のみである。
- (53) この点については、たとえば次の説明を参照。美濃部達吉『日本行政法』第1巻、有斐閣書房、1909年、111-114頁。
- (54) 宝雲「中国国会制度私議」『憲政新誌』第11号、57頁。滄江「中国国会制度私議」『国風報』第1年第20号、62頁。
- (55) 宝雲「中国国会制度私議」『憲政新誌』第11号、57-58頁。滄江「中国国会制度私議」『国風報』第1年第20号、62頁。
- (56) なお、梁啓超はその生涯において、省に対する評価を大きく変化させていることで知られる。ここでは梁は省議会の役割に肯定的な観点から着目しているが、中華民国成立直後には省が中央政府の監督下を離れて自立的権力を行使することを強く警戒していた。しかし後年、聯省自治運動が盛り上がりを見せると、省に高度の自治を認めるよう主張している。次の研究も参照。劉迪「近代中国における連邦主義思想」成文堂、2009年。朱琳「梁啓超における中国国家体制の構想——「自治」と「聯邦制」を手がかりに」『東北アジア研究』第16号、2012年2月。
- (57) 宝雲「中国国会制度私議」『憲政新誌』第11号、60頁。滄江「中国国会制度私議」『国風報』第1年第20号、64頁。
- (58) 若林正文『台湾抗日運動史研究(増補版)』研文出版、2001年、48頁。
- (59) 梁啓超は、台湾総督府評議会の議員は官吏であり議長は総督であるという態様から、評議会は総督の「補助機関」であって「監督機関」ではないなどの問題を抱えていることを理解し、その点はまねてはならないと強調するなど「至当不易の政策」に欠点があることに気

づいてはいた。宝雲「中国国会制度私議」『憲政新誌』第11号、60頁。滄江「中国国会制度私議」『国風報』第1年第20号、65頁。

(60) 梁啓超より袁世凱宛の書簡（1912年2月23日）。丁文江・趙豊田編（島田虔次編訳）『梁啓超年譜長編』第3巻、269頁。

(61) 日本語では曾田三郎の、中国語では彭劍や鄧華瑩の研究が、多くの重要史料や関連研究をふまえており、参照価値が高いと考えられる。曾田三郎『立憲国家中国への始動——明治憲政と中国』思文閣出版、2009年。彭劍『欽定、協定与民定：清季制憲研究』北京師範大学出版社、2020年。鄧華瑩『晚清国家類型学説的的传播与影響』四川人民出版社、2022年。